

埼玉大学教育学部同窓会（教友会）会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は埼玉大学教育学部同窓会（教友会）と称する。
- 第2条 本会は事務所を埼玉大学教育学部内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を厚くし、併せて教育の振興を図ることを目的とする。

第2章 事 業

- 第4条 本会は、以下の事業を行う。
- 1 会員の親睦共済に関すること。
 - 2 教育振興に関すること。
 - 3 奨学に関すること。
 - 4 その他本会の目的を達するために必要な事項。

第3章 組 織

- 第5条 本会会員を分つて次の2種とする。
- 1 正会員
 - (1) 旧埼玉師範学校男子部卒業生
 - (2) 同女子部卒業生
 - (3) 旧埼玉青年師範学校卒業生
 - (4) 埼玉大学教育学部卒業生、教育専攻科修了者、特殊教育特別専攻科修了者、及び大学院教育学研究科修了者
 - (5) 埼玉大学教育学部附設教育養成機関の1年以上の修了者
 - (6) 埼玉大学教育学部、特殊教育特別専攻科及び大学院教育学研究科に在籍している者。（以下「学生会員」という）
 - 2 特別会員
 - (1) 埼玉大学教育学部教員
 - (2) 同附属学校園教員

第4章 役 員

- 第6条 本会に以下の役員を置く。
- | | |
|--------|--------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 監 事 | 3名 |
| 本部常任委員 | 若干名 |
| 班常任委員 | 各班1名以上 |
| 幹 事 | 若干名 |

- 第7条 会長、副会長、監事は本部常任委員会で選出する。
- 第8条 常任委員は会長が委嘱する。班常任委員は、本部常任委員会で選考し会長が委嘱する。
- 第9条 幹事は会長が委嘱する。
- 第10条 役員の任期は2箇年とする。ただし、重任するを妨げない。
- 第11条 役員の任務は以下のとおりである。会長は会務を処理し議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。監事は会計を監査する。幹事は会務を処理する。
- 第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は次の各号に該当する者の中から委員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 1 師範学校長の職にあったもの
 - 2 埼玉大学学長及び教育学部長の職にあった者並びに現職にある者
 - 3 その他本会に功勞のあった者

第5章 会 議

- 第13条 会議は総会、委員会、常任委員会、本部常任委員会とし、会長が招集する。
- 第14条 総会は毎年1回これを開き予算決算並びに重要な会の事業を議決する。必要により臨時に総会を開くことができる。ただし本部常任委員会を以て総会に代えることができる。
- 第15条 本部常任委員会は各種の原案作成、並びに会務及び事業を議決し、その執行に当る。

第6章 会 計

- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 本会の経費は会費及びその他の収入による。
- 第18条 会費の額及び徴収方法、並びに寄附金その他の拠出金の募集については、本部常任委員会の決議により定める。

第7章 付 則

- 1 本会に必要な細則は別にこれを定める。
- 2 本会会則は総会において、出席会員の過半数の決議により改正することができる。
- 3 本会会則は昭和30年10月1日より施行する。（昭和52年6月26日一部改正 会費増額）（昭和62年6月27日一部改正 会費増額）（平成6年6月26日一部改正 入会金増額）（平成11年6月26日一部改正名称及び会員資格の変更）
- 4 本会会則は平成15年度より適用する。ただし、第5条(6)学生会員については、平成16年度入学者より適用する。（平成15年6月28日一部改正会計及び会員資格の変更）（平成23年6月25日一部改正 組織改正）

埼玉大学教育学部同窓会（教友会）細則

- 1 会費は原則として、本会入会時に三万円（「終身会費」という）を一括納入するものとする。（終身会費を納入した会員を「終身会員」という）ただし、平成29年度以前に入学した学生については一万五千元とする。
- 2 卒業後、入会を希望する者は、終身会費として一万円を納入することにより、終身会員となる。
- 3 一度納められた本会の会費は、これを返却しない。